

# 第 16 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 9 月 24 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 27 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
	8	宮 崎 薫	出○席 欠席					

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦			⑰		
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、宮崎委員、町田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、押上町〇〇番地 〇号棟〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、312㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、加須市花崎2丁目〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、205㎡ 外1筆、計221㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、加須市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。龍泉寺の西に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、351.85㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、下中条〇〇〇〇番地 宗教法人〇〇〇〇 代表役員 〇〇〇〇さんが、</p>
--	--	---

下中条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 外1名が、それぞれ所有する下中条字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、72㎡ 外7筆、計1,362㎡について、売買により神社敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、下中条地内で〇〇〇〇の経営を行っておりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い移転先を探したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北側に接する下中条地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、2,774.08㎡になる予定でございます。

次に進行番号4でございますが、渡柳〇〇〇番地〇 学校法人〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇〇番、地目：畑、624㎡ 外1筆、計1,678㎡について、売買により幼稚園の園庭にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、渡柳地内で幼稚園及び保育園の経営を行っておりますが、以前から園児教育の上で自然豊かな教育環境を整えたいと考えており、畑に野菜を作付けし、園児に収穫の喜びを体験させることが出来るようにと申請地を借りておりました。しかし、その延長上で、自然の中で遊具で遊ぶのも楽しいだろうと考え、農地法の手続きをせず一部に遊具を設置してしまいました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものであり、本来であれば是正が必要となりますが、工事を行うことにより園児に影響がでることや申請人は始末書を提出し、深く反省しておることなどを勘案し、現状のままでの転用もやむを得ないと思慮されます。また、転用することによる周囲への影響もなく、申請地は集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇園舎の北に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、大阪府大阪市中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、634㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、関東地方にもいくつか支社を置くなど、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計128枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。年間

発電量は、7万8,596kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。ピンク色に塗られた部分で県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、大阪府大阪市中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、419㎡ 外1筆、計1,000㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、株式会社〇〇〇〇〇〇の子会社として太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計431枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。年間発電量は、9万8,943kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。黄色に塗られた部分で県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、計画面積は、1,119㎡になる予定でございます。

次のページをお願いします。

進行番号7でございますが、東京都千代田区神田須田町1丁目〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 外2名がそれぞれ所有する野字〇〇〇〇番〇、地目：畑、664㎡ 外24筆、計1万3,355㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものです。

申請人は、東京都に本社を置き、関東近県を中心に太陽光発電設備設置事業を展開しておりますが、新たな事業用地の開拓を進めていたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計2,970枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。年間発電量は、179万5,973kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの

『議案第 2 号』 生産緑地に係る農業	新井委員  議長  中村委員  事務局次長 議長 宮崎委員  事務局次長  議長  議長	<p>被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。色の塗られていない斜線部分で県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第 1 号の説明を終わりますが、去る 9 月 2 1 日、現地調査をしていただいておりますので、新井委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 9 月 2 1 日、私と太田委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>太陽光発電についてですが、これまでは説明の際、年間発電量を説明していますが、規制は容量で規制されていると思います。分割して規制逃れでいろいろ問題になっているところがあると思いますので、年間発電量ではなく規制の基準になっている容量を説明してもらうほうがいいと思います。</p> <p>了解しました。これからは容量も説明いたします。</p> <p>他にごございますか。</p> <p>今の話に関連して、今回〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のように関連会社がそれぞれ申請しているのはそういうことですか。</p> <p>規制逃れの場合、基本的には地続きの隣接地など一つの事業用地に見える場合だと思います。今回は申請地が離れていますのでそういったことではないと思います。</p> <p>他にごございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』生産緑地にかかる農業の主たる従事者等についての証明願について、を議題といたします。</p>
------------------------	--	--

の主たる従事者等についての証明願について

事務局次長

事務局より説明をいたさせます。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」ご説明申しあげます。

議案書の2ページをお願いいたします。

群馬県佐波郡玉村町大字上之手〇〇〇〇-〇 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん外2名から、生産緑地に指定されている門井町二丁目〇〇-〇、地目：田、278㎡ 外1筆、計436㎡について、営農者である〇〇〇〇さんの死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対し買取りの申出をしようとするものでございます。本証明は、生産緑地を解除する申請の際に必要な書類となっており、証明を受ける者が農業の主たる従事者であったかどうかを判断して証明するものでございます。農地基本台帳及び申請人からの聞き取りを参考に農業経営の調査を行った結果、証明相当であると判断したためご提案するものでございます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市門井球場の東側に位置する門井町二丁目のご覧の市街化区域内の農地でございます。

議長

事務局から議案第2号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(なし)

ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。

報告事項

次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。

主任

議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。

(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、6件の届出があり、転用目的は、分譲住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。

(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。8件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。

以上で報告事項を終わります。

	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書（埼玉県農業会議→埼玉県知事）の配布について</li> <li>・農業共済組合からの収入保険のチラシの配布について</li> </ul>
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第16回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:27)</p>

と  
認  
め  
た  
事  
項  
と  
そ  
の  
他  
特  
に  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....